

## 大阪市告示第1239号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による確認を辞退したい旨、同法第58条の6の規定に基づき届出があったので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和5年9月22日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	確認を辞退する年月日
社会福祉法人江育会	たまつくりランド（キッズファースト保育園）	東成区東小橋 1-10-10	一時預かり事業	令和5年8月 1日

（こども青少年局子育て支援部管理課）